サテライト設置に係る誓約書

（指定訪問看護サービス）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　高知県知事　　様

**申請者**住　所

|  |
| --- |
|  |

氏　名（法人にあっては名称及び代表者職氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |
| --- |
|  |

　申請者が下記全ての誓約事項の内容を理解した上で満たしており、また、下記全ての誓約事項を確認するための調査に積極的に協力するとともに、誓約事項を満たしていないことが確認できた場合は、直ちにサテライト事業所を休止または廃止することを誓約いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |
| --- |
| **１　人員基準に係る事項**  ①管理者  主たる事業所に置かれている管理者は、サテライト事業所を含めて一元的に管理すること。  ②看護職員  　病院又は診療所以外の指定訪問看護事業者等におけるサテライト事業所にあっては、本体事業所と併せ  て訪問看護等の提供に当たる保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を常勤換算方  法で 2.5以上となる員数を配置し、病院又は診療所である指定訪問看護事業者等におけるサテライト事  業所にあっては、本体事業所と併せて訪問看護等の提供に当たる看護職員を適当数配置すること。  ただし、サテライト事業所において（介護予防）訪問看護計画及び（介護予防）訪問看護報告書の作成を行う場合は、看護師若しくは保健師を少なくとも１名配置すること。また、准看護師のみが配置される場合は、本体事業所で（介護予防）訪問看護計画及び（介護予防）訪問看護報告書等の作成が行われるなど支援体制の基に行われること。  ③理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士  　サテライト事業所にあっては、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を実情に応じた適当数を配置す  ることができる。  **２　設備基準に係る事項**  ①事務室  事業の運営に必要な面積を有する専用のもの  ②設備及び備品  訪問看護サービスに必要な設備・備品を確保する必要がある。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要性がある。  **３　出張所（サテライト）と主たる事業所との一体的運営に係る事項**  ①利用申込みに係る調整、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。  ②職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、本体事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、サテライト事業所の従業者が急病等で訪問看護等の提供ができなくなった場合に、本体事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。  ③苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。  ④事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。  ⑤人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。  **５　法令遵守に係る事項**  ①事業の運営にあたって、介護保険法その他の関係法令等を遵守している。 |